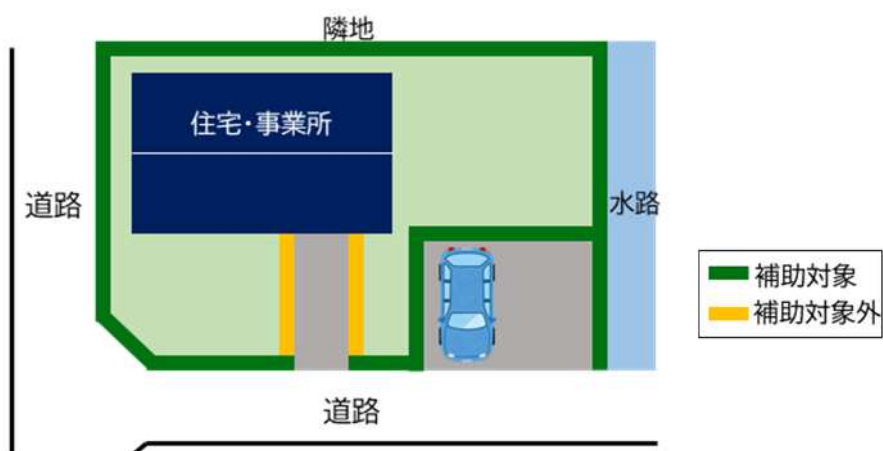


下野市生垣奨励補助金制度の手引き

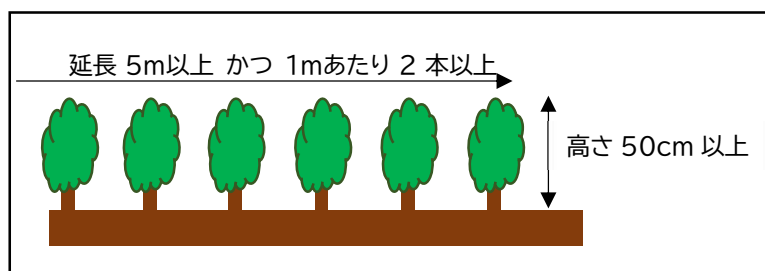
補助の目的 緑化を推進し、緑豊かな潤いのある生活環境の実現を図るため、生垣の設置に必要な経費の一部を補助します。

補助対象の生垣 以下の(1)～(2)すべてを満たすものが対象となります。

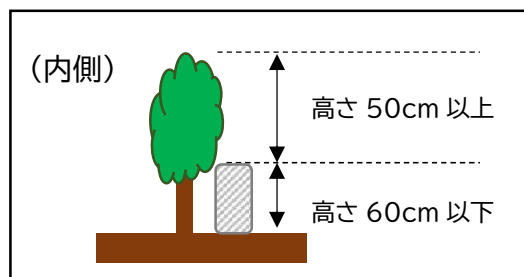
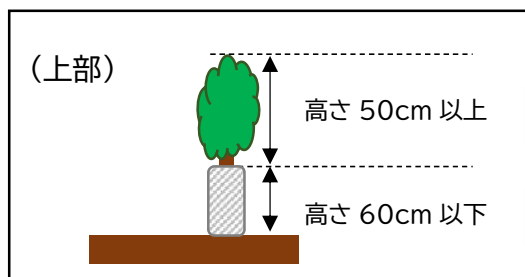
- (1)住宅や事業所等の建物の敷地内に設置されるもの。
 - (2)道路に面した場所又は隣地境界、水路との境界部分に設置されるもの。
- ただし、門、車庫等に用いる部分についてはこの限りではない。



- (3)生垣の延長が 5m以上あるもの。
- (4)高さ 50 cm以上のものを 1mあたり 2 本以上植栽するもの。



- (5)構造物の上部または内側に植栽する場合は、構造物の高さが 60 cm以下であり、道路面から見た生垣の高さが 50 cm以上であること。



(6)生垣に適した樹種とし、果樹園の近くではカイヅカイブキ等ビャクシン類は植栽しないこと。(「赤星病」の発生・拡大の原因となるため)

生垣に適した樹種

マサキ ・ ドウダンツツジ ・ カナメモチ ・ サザンカ ・ トキワマンサク
ツバキ ・ イヌツゲ ・ キンメツゲ ・ レンギョウ ・ ヒイラギ など

※上記以外の樹種で計画する場合には、補助の対象となるか事前にご相談ください。

補助金額 生垣設置にかかった費用の2分の1の額(上限5万円)

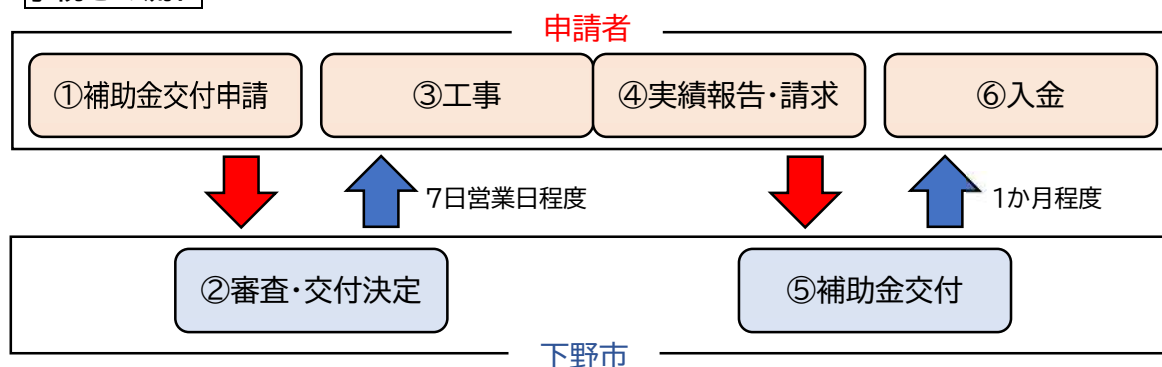
注意点

- ・生垣を設置する前に補助金の交付申請が必要です。
- ・同一敷地内の補助金の交付は1回限りです。
- ・補助金の交付を受けた方は、生垣の適切な管理に努め、伐採や持ち出しを行ってはいけません。
- ・自治医科大学周辺地区地区計画の区域内の場合は、地区計画の届出が必要です。
- ・開発行為に伴う敷地境界の明示のための生垣(植栽)は補助対象外です。

申請書類

1. 生垣奨励補助金交付申請書(様式第1号) および 生垣設置計画書
2. 位置図(1/2,500以上)、現地案内図
3. 工事見積書
4. 工事前の現況写真

手続きの流れ



【問い合わせ・申請先】

下野市整備課 建築住宅グループ ☎0285-32-8910

市HPはこちらから

